

平成 23 年 1 月 26 日

告 示 第 4 号

里庄町治水対策推進事業補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 この告示は、里庄町治水対策推進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、里庄町補助金等交付規則(平成 20 年里庄町規則第 6 号。以下「補助金等交付規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 この補助金は、環境保全に配慮しながら、河川及びため池のもつ治水・利水機能の充実を図るとともに、協働のまちづくりを推進する分館の有志団体(以下「活動団体」という。)に交付するものとする。

(交付対象及び額)

第 3 条 補助金の交付対象及び額は、別表の補助基準表によるものとする。

(交付申請)

第 4 条 活動団体の代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、里庄町治水対策推進事業補助金交付申請書(様式第 1 号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 5 条 町長は、前条の規定による交付申請を受け、当該内容を審査し、適切であると認めたときは、速やかに交付決定を行い、里庄町治水対策推進事業補助金交付決定通知書(様式第 2 号)を活動団体の代表者に通知するものとする。

2 町長は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(変更承認等の申請)

第 6 条 活動団体の代表者は、補助事業(第 5 条第 1 項の規定による交付決定を受けた事業をいう。以下同じ。)の内容等の変更又は中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、里庄町治水対策推進事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第 3 号)を町長に提出しなければならない。

(変更承認等の通知)

第 7 条 町長は、前条の規定による変更承認等の申請を受けたときは、当該内容を審査し、里庄町治水対策推進事業変更(中止・廃止)承認通知書(様式第 4 号)を活動団体の代表者に通知するものとする。

2 町長は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができるものとする。

(補助事業の実績報告)

第 8 条 活動団体の代表者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して 20 日を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日までに里庄町治水対策推進事業活動実績報告書(様式第 5 号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、里庄町治水対策推進事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、活動団体の代表者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査に当たり、必要に応じて、活動団体の代表者に対して報告を求め、又は職員に現地調査、帳簿及びその他関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させ、その報告に係る補助事業が適正に行われたかどうか調査することができるものとする。

3 町長は、前項の調査により、補助金等交付規則及び本要綱の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、活動団体の代表者に対して適合させるための措置をとることを命ずることができるものとする。

（補助金の交付）

第10条 活動団体の代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、里庄町治水対策推進事業補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前条第1項の規定による補助金の額の確定後、第11条の規定による補助金の概算払いの交付において過払額が生じた場合は、期限を付して当該過払額の返還を命ずるものとする。

（交付の特例）

第11条 活動団体の代表者は、第5条第1項の規定による交付決定通知後、補助金の概算払いの交付を受けようとするときは、里庄町治水対策推進事業補助金概算払請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 町長は、第6条の規定による補助事業の変更又は中止若しくは廃止の申請があった場合及び次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができるものとする。

（1）活動団体の代表者が、補助金等交付規則若しくは本要綱又はこれに基づく町長の処分若しくは指示に違反した場合

（2）活動団体の代表者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（3）活動団体の代表者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

（4）その他交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 町長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消し部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 本条の規定は、第9条第1項の規定による補助金の額の確定があつた後においても適用するものとする。

(補助事業の経理等)

第 13 条 活動団体の代表者は、補助事業についての帳簿を備えて、他の経理と区分して収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 活動団体の代表者は、領収書その他収支の事実を明らかにする証拠書類を整備して、前項の帳簿とともに事業の完了した日（第 7 条の規定による事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

補助基準表

対象河川	作業項目	補助金額	備 考
・ 2 級河川 ・ 準用河川 ・ 砂防指定河川 ・ その他上記河川 規模の普通河川 ・ ため池	・ 浚渫 ・ 空き缶、空き瓶等の 除去 ・ 草刈り ※ 1 回の作業時間は 2 時間以上とする。	1 回の作業時間 ・ 2h 以上 3h 未満 1,000 円／人 ・ 3h 以上 4h 未満 1,100 円／人 ・ 4h 以上 1,200 円／人 ※補助金限度額は 1 団体あたり 年額 80,000 円とする。	・ 土嚢袋は町が準備する ・ 作業後の土砂等の 撤去及び水中ポンプ 等の備品貸し出しに ついては、事前に相談 すること。